

兵庫県公報

平成30年7月3日 火曜日 第3016号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 救急病院の名称変更（医務課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同上（同）	2
○ 同上（同）	3
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 同上（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	9
○ 同上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 同上（同）	10
○ 道路の区域の変更（同）	10
○ 道路の供用開始（同）	10
○ 丹波都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	11
○ 都市公園の区域変更（公園緑地課）	11
○ 道路の位置指定（建築指導課）	11
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	12
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（砂防課）	12
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○ 同上（同）	14
○ 同上（同）	14
○ 同上（同）	14
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	15
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出	18
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立姫路商業高等学校）	19

告 示

兵庫県告示第630号

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

新 名 称 大山記念病院
旧 名 称 大山病院
所 在 地 西脇市黒田庄町田高313番地
変 更 年 月 日 平成30年6月1日



指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 0012号	30.6.14	たつの市龍野町富永字常心坊306番1の一部、 307番6の一部	5.00	35.00



兵庫県告示第648号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年7月3日

北播磨県民局長 濱 西 喜 生

- 重要調整池の所在地
加西市桑原田町字東山296番167他
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
合同会社桑原田太陽光発電所	加西市桑原田町字東山296番167	一般社団法人太陽光発電促進協会 職務執行者 西 本 忠 司

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
武田尾(2) I (105000121)	西宮市武田尾温泉（別図1の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
武田尾(1) I (105000122)	西宮市武田尾温泉（別図2の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
名塩(7) I (105000123)	西宮市塩瀬町名塩（別図3の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
青葉台二丁目 I (105000152)	西宮市青葉台二丁目（別図4 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
青葉台一丁目(2) I (105000154)	西宮市青葉台一丁目（別図5 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

宝生ヶ丘(1) I (105000161)	西宮市宝生ヶ丘一丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
天狗谷II (205000041)	西宮市塩瀬町生瀬(別図7のとおり)	土石流	別図7のとおり

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年7月11日(水)から同月25日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所塩瀬支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28
 - (3) 提出期限
平成30年7月25日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年9月21日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) トンボプラザ
所在地 明石市硯町三丁目455-1 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要
出入口に面した西側道路(市道林船上6号線)が通学路となっていることから、以下の2点について努められたい。
 - (1) 登下校時に交通整理員の2名以上の配置及び通学路と認識できる看板の設置による児童の安全確保
 - (2) 午後9時から翌午前10時までの出入口の封鎖による児童の登校時の安全確保
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成30年7月3日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称